

令和2年5月11日

保護者の皆様

三重県立四日市高等学校

新型コロナウイルス感染症にかかる県立学校の休業延長に対応する
夏季休業の短縮等について

保護者の皆様におかれましては、平素より、また臨時休業期間中の本校の取組に対し御理解・御協力を賜り、改めて心より御礼申し上げます。

本県におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に向けた「三重県緊急事態措置」が実施されています。県立学校については、緊急事態措置における5月6日までの移動自粛の効果が、約2週間先に確認されることなどから、5月31日まで臨時休業となり、休業期間中の登校日については5月20日に、学校の再開は5月25日に県教育委員会が判断することとされています。

こうした中で、5月14日には国の専門家会議が最新の分析を行い、緊急事態宣言について何らかの見直しが見込まれます。また、本県では、5月5日に発表された三重県緊急事態措置（ver. 2）において、学校が休止を要請しない施設となり、県内の感染者も4月25日以降確認されていない状況にあります。

このため、県教育委員会において、子どもたちの安全を第一に考えつつ、学びの継続を保障するため、5月14日に国の発令の見直しが行われた場合には、本県の感染状況に加えて、愛知県、岐阜県の発令内容、隣接県の対応などを踏まえ、登校日や学校再開の判断を早め、状況によっては5月18日から学校を再開し、学年毎の分散登校を段階的に始めることが検討されています。

こうした状況をふまえ、本校におきましても、学校が再開された場合、在校時及び登下校時の感染防止対策を徹底したうえで、分散登校を実施することについて検討しているところです。

当該方針は、これからの感染状況や、5月14日に発表予定の国の方針の内容によって変更があり得ますが、取り急ぎ、現在の検討状況として、保護者の皆様方にもご連絡させていただきます。

学校教育活動を再開する場合の、具体的な日程や登校の仕方など、詳細につきましては、改めてお知らせします。

また、本校においては臨時休業の長期化に伴い、下記のような方向で年間の授業および行事計画の見直しを行うこととしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 夏季休業を短縮し、8月6日開始、8月16日終了として休業期間中に実施できなかった授業日を確保します。
2. オンラインでの授業や課題等で学習目標を達成できる内容については、5月の臨時休業期間中に対応し、また6月以降の授業内容について精選を図ります。なお、課題がうまく進まない生徒、特に別の対応を希望する生徒に対しては、個別に対応させていただきます。
3. 進学に関する試験等については、全国の動きを注視するとともに、進路指導部が中心となって、関係機関からの情報を収集のうえ、案内します。